津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書

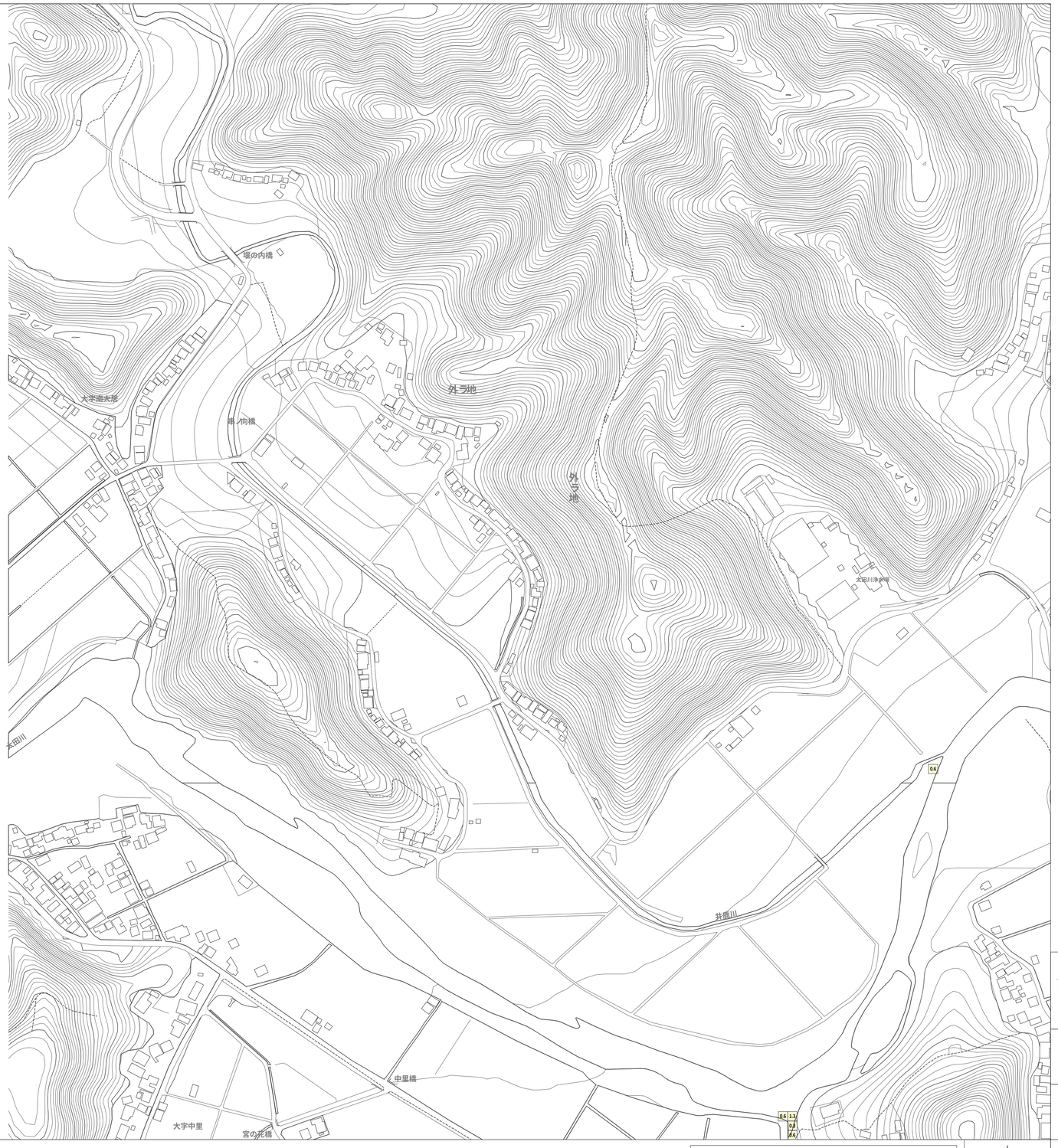

【津波災害警戒区域】

○ 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号 以下、「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○ 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準になる水位（法第53条第2項」に基づく水位）です。

○ 「基準水位」は、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

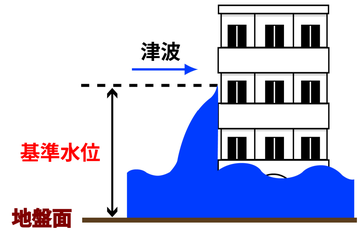

【背景地図】

○ 「背景地図」は、平成23年5月の航空写真等を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域（基準水位）	基準水位（単位：m）
市町村名	那智勝浦町
図面番号	那-19

津波災害警戒区域 区域図

Copyright (c) NTT空間情報 All Rights Reserved

0 50 100 200m

N S

縮尺 1:2,500

告示番号	和歌山県告示第461号
告示年月日	平成28年4月19日